

2008年10月10日

環境省
大臣 齊藤 鉄夫様
副大臣 吉野 正芳様
環境大臣政務官 古川 禎久様
事務次官 西尾 哲茂様
総合環境政策局長 小林 光様
環境経済課長 石飛 博之様

炭素税研究会

炭素税/環境税制度案提示に関する要望書

深刻化する気候変動問題に対し、速やかな対策強化と、それを促す政策強化が急務です。環境省におかれましては、平成21年度の税制改正に向け、「グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」を立ち上げ、炭素税/環境税導入を含む税制グリーン化推進への尽力に、敬意を表します。

道路特定財源改革をめぐり与野党間で議論が白熱し、改革案の一つとして道路特定財源見直しとあわせた環境税導入の議論が浮上してくるなか、環境省の役割は大変重要であると考えます。

貴省では、専門委員会での議論を踏まえ、11月に炭素税/環境税の制度案を提示する可能性があるとうかがっておりますが、迅速かつ効果的な制度導入のため、本研究会は、貴省が制度案を構築・提示するにあたり、以下の点に特段の御尽力を賜りますよう要望致します。

要望事項

1. 11月に提示が見込まれる環境省の炭素税/環境税案は、税率を中程度(例えば、炭素1トン1万円程度)とし、税収を基本的に減税や社会保険料軽減等で還元する税収中立型の案とされたい。
2. もし従来型の温暖化対策充当型の炭素税/環境税案を提案する場合は、税収中立型の炭素税も有力な選択肢であることを提案書に示すとともに、優劣を比較検討し、温暖化対策充当型の炭素税/環境税案の優位性を示されたい。

理由

1. 実効性

炭素税/環境税は価格インセンティブ効果(化石燃料の価格を上げて消費を抑制する効果)が生命線である。家計を含む小規模の主体までの全部門に効果がある。増税になるために税率を高くできない制度に比較し、中税率で税収を還元する「税収中立型」は、インセンティブ効果を最大にできる制度である。

2．気候変動防止に努力した企業・家庭に報い、気候変動防止と経済・雇用活性化を両立

炭素税/環境税の税収を他の税の減税や年金財源等に充てる税収中立型の制度は、温暖化防止に努力する企業や家庭にトータルで減税にできる。努力した企業や個人が得をし、そうでない企業や個人はそれ相応の負担をする形に経済の仕組みを変えるものである。また、社会全体のコストを低減しつつ、CO2削減効果を発揮する経済的合理性も有する。温暖化防止に貢献する生産消費活動及び環境技術開発・普及を促進し、国内の経済・雇用の活性化につなげ、「環境」と「経済・雇用」の二重の配当（利益）を得ることが期待できる。

3．国際競争力維持・強化、エネルギー多消費産業活性化

税収中立型の制度を選択することによって、国際競争にさらされる産業やエネルギー多消費型産業は、他の税や社会保険料の減額を享受できるのに加え、炭素税の軽減措置を受けることもできる（欧州で経験・実証済）。

4．低所得者への配慮

税収中立型の制度の選択によって、温暖化防止に努力する個人や低所得者層にはトータルで減税とし、炭素税/環境税が逆進課税となる問題を克服できる。

5．中税率・税収中立型の炭素税/環境税でも温暖化対策費の捻出は可能

中税率の炭素税/環境税は税収が多いので、税収中立型としても、必要があれば、低税率・温暖化財源型の炭素税/環境税と同様、効果的な気候変動対策費用を捻出することが可能である（炭素税研究会の制度案でも、年間3000億円程度の税収を温暖化対策に充当することを推奨）。

6．受容性

経済界：経済同友会は、06年1月の報告書において、気候変動に対処するための税制改革に積極的な姿勢を示したが、環境省案に対しては、温暖化対策のための財源確保を主目的とした増税となっており、税体系全体の中で「税収中立」の原則のもとに実施される内容にはなっていないこと等の理由により反対を表明した。その他、環境税制改革に肯定的な企業・経済団体関係者の少なからずが、税収中立型の炭素税/環境税に対する賛意・理解を示している。

議員：原油・食料品価格高騰・金融市場の混乱等による景気減退・経済不安が高まる中、野党からは自動車燃料税減税、与党からは所得税減税等が提案されている。こうした状況で、炭素税/環境税導入に合わせ、所得税や法人税、社会保険料などの減額を行うことは、各党の状況に合致し合意が得やすいと考えられる。

以上

炭素税研究会とは、「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、気候ネットワーク、グリーンフォワード、WWFジャパンなどのNGOメンバー、研究者、税理士、企業人などで構成。地球温暖化に対処する炭素税の早期導入に向けて、研究・提言活動を行っている。(お問い合わせは、事務局である「環境・持続社会」研究センター(JACSES)足立治郎まで。〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-3-2 三信ビル 401 TEL:03-3556-7323 FAX:03-3556-7328 E-mail: jacsces@jacsces.org URL <http://www.jacsces.org>)